

株式会社 トモニー・きずな
身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体的拘束等の廃止・適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制又は停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為であるため、原則として身体的拘束等は禁止とするとともに、緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を行う場合であっても、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束等の廃止・適正化に向けた意識を持って支援・介護を行うよう努める。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準や介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等では、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないとされているが、この緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合とは、次の3つの要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体的拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等（以下「利用者等」という。）の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体的拘束等を行うことにより利用者等の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それを以てしてもなお身体的拘束等を行うことが必要な程度まで利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。

(2) 非代替性

身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合には、まず身体的拘束等を行わずに支援・介護する全ての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する。また、身体的拘束等の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する。

(3) 一時性

身体的拘束等が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、利用者本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する。

2. 身体的拘束等の廃止・適正化に向けた組織に関する事項

- (1) 会社において、身体的拘束等の廃止・適正化に向けた身体的拘束等廃止・適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その開催結果についてはそれぞれの職員に周知徹底を図る。
- (2) 委員会において検討する事項は、次のとおりとする。
 - ① 部門・事業所内での身体的拘束等の廃止・適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ② 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
 - ③ 身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
 - ④ 身体的拘束等の廃止・適正化に関する職員全体への指導
- (3) 委員会の構成員は、役員、部長をはじめ、それぞれの部門・事業所の総括、チーフとする。なお、必要に応じてその他の職員等を参加させることができる。
- (4) 委員会は適時開催するとともに、緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を行わなければならない場合等には必要に応じて随時開催する。

3. 身体的拘束等の廃止・適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束等の廃止・適正化に関して、職員に対し、運営基準に定めるとおり研修を実施する。

4. 身体的拘束発生時の報告方法等の方策及び対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順により行う。

(1) 支援・介護開始前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体的拘束等が必要であると見込まれる場合は、委員会に報告し、委員会で検討する。
- ② 身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、利用者及び家族に対して説明を行い、同意を得る。

(2) 支援・介護実施時

- ① 利用者の心身の状況等から緊急やむを得ず身体的拘束等が必要であると見込まれる場合は、委員会に報告し、委員会において検討する。
- ② 身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、利用者及び家族に対して説明を行い、同意を得る。

(3) 身体的拘束等の継続と解除

- ① 身体的拘束等を行っている間は、日々経過観察を行い、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② ①の記録等をもとに、委員会に報告し、委員会で継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体的拘束等を継続する場合は、引き続き日々の経過観察を行い、①の記録を行う。

④ 身体的拘束等を解除する場合は、利用者及び家族に説明し、同意を得る。

(4) 夜間など緊急時

夜間等で緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない状況が利用者にとって初めて発生したときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しておく。その後できる限り速やかに委員会に報告し、委員会で検討するとともに、利用者及び家族に説明し、同意を得る。

5. 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等がいつでも自由に閲覧することができるように、各部門・事業所内に掲示するとともに、当法人のホームページで公表する。

6. その他身体的拘束等の廃止・適正化のための基本方針

運営基準上身体的拘束等の取組が求められているサービスを提供する各部門・事業所に、身体的拘束等の廃止・適正化のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。